

法人事業税の地域間偏在について *

中村和之・古田俊吉

1 はじめに

本論の目的は、法人事業税の負担と税収配分の地域間偏在について、その実態と要因を考えるとともに、その改革案のひとつとして議論されている事業税の所得型付加価値税化について地域間の所得分配の観点から評価を行うことにある。

言うまでもなく、法人事業税は都道府県の主要な財源のひとつであり、平成7年度では都道府県税収総額の約30%の構成比を持つ。法人事業税については主としてふたつの問題点が指摘されてきた。第一は、時系列で見た税収の変動が大きく、都道府県の収入を不安定にするという問題である。第二は、企業が集中する都市部に税収が集中し、クロス・セクションで見た地域間の税収格差が大きい、という「地域間の偏在」問題である。

本論では地域間の偏在について考察する。法人事業税の税収の地域間偏在を分析するにあたっては、ふたつの視点を考えることができる。第一は、事業税の応益性に焦点をあて公共サービスの受益と負担の関係から偏在を考えようとするものである。例えば戸谷(1994)では法人企業所得、県内純生産と行政投資額、社会資本ストックの関係を考察した上で、応益性の立場から付加価値税化を支持している。第二は、地域間の所得分配もしくは税収配分の観点からの分析である。この点に関しては、林(1993)、高林(1995)、渡部・國崎・田平(1996)などで、都道府県間の地方税収偏在の主要な要因は法人事業税に求められることが観察、結論されている。

本論では後者の視点から、法人事業税の地域間偏在についてその実態、要因を検討した上で、その改革案として提起されている所得型付加価値税について考える。この視点に立ち法人事業税の地域間偏在を考えることの必要性は、現行の地方税の地域間偏在に起因して地方交付税や補助金などによる地域間所得移転が行われており、そのあり方を巡る議論がわが国の地方財政の中心的課題であることを考えれば明らかであろう。この視点からみた法人事業税の地域間偏在は、究極的には各都道府県の住民の所得分配に関わる問題となるから、本論では石他(1982)や林(1996)の接近法に沿って、法人事業税の課税前と課税後の地域間の所得分配を比較することにより、法人事業税を通じた地域間の所得再分配について考察する。

次節では、法人事業税の地域間偏在について、その実態・推移を概観する。第3節では税収の偏在要因について考察する。第4節では、地域間の所得分配の観点から、法人事業税の所得型付加価値税化が与える影響について考える。最後に得られた結果と含意をまとめる。これによって地方税

体系における企業課税の位置づけを考える手掛かりを得たい。

2 地域間偏在の実態

2.1 法人事業税による地域間再分配

本節では、法人事業税課税前の所得と、税負担と税金を各都道府県に帰属させた課税後所得を比較することによって、法人事業税が地域間の所得分配に与えている影響を検討する。

各都道府県の一人あたり法人事業税負担・配分前の個人所得 (Y) と負担・配分後の個人所得 (Y(T)) を以下のように定義する¹。

$$Y = (\text{各都道府県の雇用者所得} + \text{家計の財産所得} + \text{個人企業所得}) / \text{人口}$$

$$Y(T) = \text{負担} \cdot \text{配分前の個人所得} - (\text{事業税負担} - \text{事業税金}) / \text{人口}$$

個人所得に関するデータは『県民経済計算年報』の集計データに拠っている。したがって地域内の個人所得の格差については考慮していない。

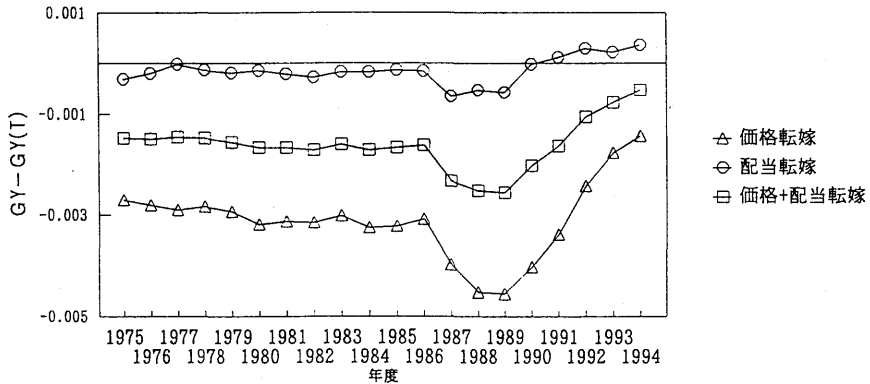
各都道府県の税負担額から税金額を差し引いたネットの税負担の大きさは法人事業税の転嫁の態様によって定性的にも定量的にも異なりうる。財価格に転嫁するようなケースでは、法人事業税は100%転嫁の原産地原則に基づいた物品税と同様の効果をもち、移出超過の地域において租税の輸出が発生する。株主に帰着するのであれば、源泉地原則に則った資本所得課税という性格をもち、資本輸入地域で租税の輸出が発生しやすい。ここでは、転嫁仮説として消費者に100%帰着、株主に100%帰着、それぞれに1/2転嫁、の3パターンを想定し、負担額を計算する。具体的には、消費者転嫁のケースでは各都道府県の民間最終消費支出シェアで法人事業税金額を按分する。配当に帰着するケースは家計の配当受取シェアに従って事業税金額を按分する。民間最終消費支出額、家計の配当受取額は『県民経済計算年報』に拠り、法人事業税の税金は『地方財政統計年報』の収入値を利用する。

このようにして得られた値をもとに、負担・配分前個人所得のジニ係数 (G_Y) と、各転嫁仮説を仮定したときの負担・配分後所得のジニ係数 ($G_{Y(T)}$) を比較し、 $G_Y - G_{Y(T)}$ の形で法人事業税が地域間の所得分配に与える影響を計測する。[図-1]は1975年度から1994年度の各年度についてその結果を図示したものである²。

これより以下のことが観察される。第一に、価格転嫁と1/2転嫁を想定した場合には、計測対象期間を通じて常に $G_Y - G_{Y(T)}$ の値は負である。したがって、現実の転嫁の態様がこのようなときには、法人事業税を通じた地域間の所得再分配は課税後の所得格差を拡大する方向にはたらいていると考えられる。第二に、配当帰着の場合には課税後のジニ係数は殆ど変化せず、近年では課税後のジニ係数のほうが若干小さくなっている。したがって配当帰着を仮定した場合には、課税前の所得格差が縮小される形で法人事業税を通じた所得再分配がなされている。第三に、いずれの転嫁仮説についても、その大きさは1980年代後半に大きく低下し、1990年代に入ると上昇している³。

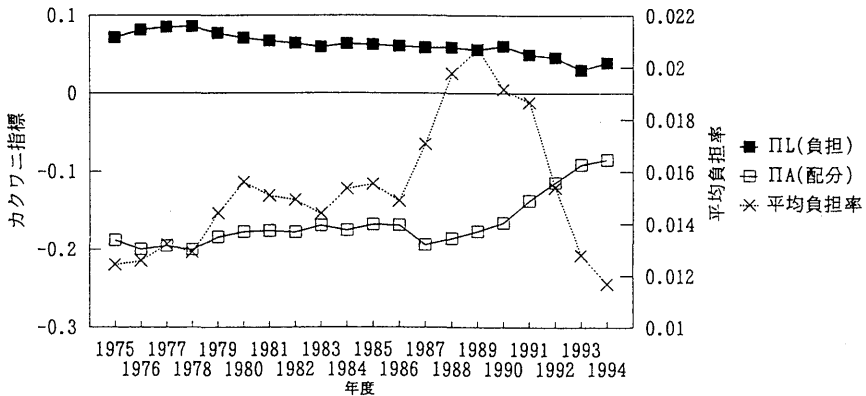
このような法人事業税を通じた地域間の所得再分配の大きさは、(1)税負担の累進度、(2)税金配分の累進度、(3)再分配の規模、(4)負担・配分前後での所得順位の変化、によって決まる。計測対象期

[図-1] 法人事業税の再分配効果の推移



資料：『地方財政統計年報』、『県民経済計算年報』に基づき作成

[図-2] 再分配効果の分解（配当+価格転嫁のケース）



資料：『地方財政統計年報』、『県民経済計算年報』に基づき作成

間中におけるこれらの要因の変化を考えるために、課税前後のジニ係数の差を以下のように分解する⁴。

$$GY - GY(T) = \tau_B (\Pi_L + \Pi_A) + R_Y \quad (1)$$

ここで、 Π_L は税負担のカクワニ指標であり、個人所得の順位で評価した法人事業税負担額の集中度係数から課税前の個人所得のジニ係数を差し引いた値である。また Π_A は税收配分のカクワニ指標であり、課税前の個人所得のジニ係数から個人所得の順位で評価した法人事業税の集中度係数を差し引いた値である⁵。 Π_L は税負担の累進度を表し、 Π_A は税收配分の累進度を表す。これらの値が正(負)であれば、法人事業税の負担と配分のそれぞれは課税前の所得格差を縮小(拡大)する方向にはたらいている。 τ_B は法人事業税の総税収を個人所得の合計で除したものであり、平均負担率、或いは法人事業税による所得再配分の大きさを表す。 R_Y は負担前の個人所得の順位と負担後の個人所得の順位が入れ替わることによって生ずる効果であり、以下のように表すことができる。

$$R_Y = \frac{2}{N} \sum_i (r_{Y_i} - r_{Y(T)_i}) \theta_{Y(T)_i \leq 0} \quad (2)$$

ここで $\theta_{Y(T)i}$ は個人 i の課税後所得のシェアであり、 $r_{Y(T)i}$ はそれぞれ個人 i の課税前と課税後の低い順でみた所得の順位を表す⁶。 N は総人口である。 R_Y は課税前後での個人所得順位の変化を課税後所得シェアで加重平均した値であり、課税前後で所得の順位が入れ替わる大きさを表しているという意味で、法人事業税を通じた地域間の所得再分配の水平的公平の尺度と考えることができる。

標準的な1/2転嫁のケースを仮定して、1975年から1994年度までの各年度について、課税前後のジニ係数の差を(1)式の形に分解した結果が[図—2]で示されている。

これを見れば以下のことが観察される。第一に、 $\Pi_T > 0$ であるから、所得の高い都道府県の住民がより多くの税を負担している。但し、その大きさは1980年代以降、低下の傾向にある。第二に、 $\Pi_A < 0$ であるから、所得の高い都道府県の住民により多くの税収が配分されている。そしてその大きさは1988年以降において上昇傾向にある。これらを合わせて全体では[図—1]で観察されたように、都道府県の課税前所得格差を拡大する形で法人事業税を通じた所得再配分がなされている。第三に、平均負担率は1980年代後半に上昇しその後低下している。

これらの観察結果より、1980年後半において法人事業税を通じた逆進的な所得再配分の程度が拡大した要因は、税収や負担の累進度の変化によるのではなく、元来、法人事業税が持っている地域間所得格差を拡大させるような構造が、税収の伸びによってより強く作用したことで説明される。また1990年代の変化は平均負担率の低下と累進度の低下の双方がはたらいた結果である。

次に、法人事業税の税収配分について、その偏在の実態をやや詳しく観察したい。

2.2 税収配分の偏在

上の分析では法人事業税が地域間の所得格差を拡大させている要因は、税収の帰属にあることがわかった。そこで人口一人あたりの個人所得と法人事業税収の関係を分析する。

税収配分の地域間偏在は、ふたつの視点から考えることができる。第一は、都道府県間の経済活動水準と所得水準の関係で捉えられる「税源の偏在」である。第二は、経済活動水準と税収の関係で捉えられる「税収の偏在」である。

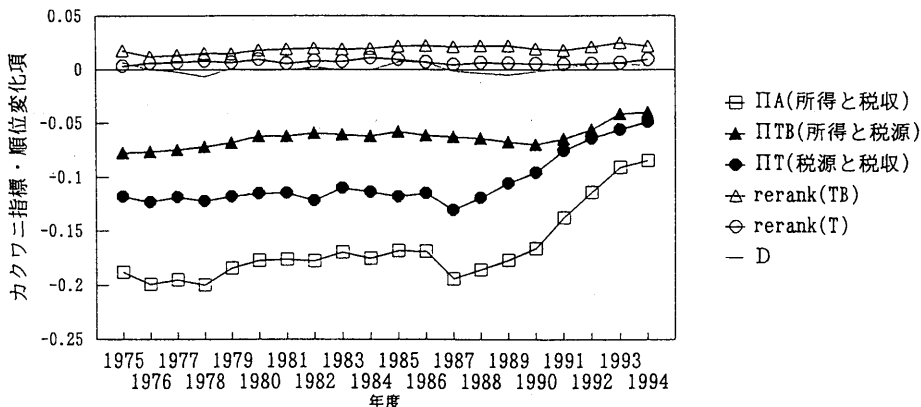
税収配分の地域間偏在をこれらの視点から考えるとき、それぞれについてさらにふたつの視点から問題点を検討することができる。第一は、所得水準や税源の規模が異なる地域間においてそれらの偏りを拡大するかたちで税源や税収の偏りが生ずると言う垂直的な偏在である。第二は、同一の所得や税源の規模を持つ地域間において税源や税収配分が異なるという水平的な意味での偏在である。

このような観点から税収配分の偏在を捉えるために、税収配分のカクワニ指標を以下のように分解する。

$$\Pi_A = \Pi_T + \Pi_{TB} + D \quad (3)$$

Π_T は、税源と税収の関係で捉えたカクワニ指標であり、以下のように表される。

[図-3] 税収配分の推移



資料：『地方財政統計年報』、『県民経済計算年報』に基づき作成

$$\begin{aligned} \Pi T &= G_{TB} - C_T \\ &= G_{TB} - G_T + 2 \sum_i \theta_{Ti} (r_{Ti} - r_{TBi}) / N \end{aligned}$$

ここで、 G_{TB} は税源のジニ係数、 C_T は税源の順位で評価した税収の集中度係数、 G_T は税収のジニ係数である。右辺第1項と第2項の差は、税源の垂直的な偏在を基準にした税収の偏在の程度を表している。 θ_{Ti} は個人 i の法人事業税収配分のシェアである。 r_{Ti} は法人事業税収の低い順でみた個人 i の順位を表す。 r_{TBi} は税源の低い順でみた個人 i の順位である。右辺の第3項は各都道府県の一人あたりの税額でみた順位と一人あたりの法人事業税収の順位が異なることによって生ずる修正項である。この項は税源と税収が単調増加の関係にあればゼロとなり、それ以外では正の値をとる。この項がゼロでないときには、課税ベースでみた順位と税収で見た順位の逆転が生じており、一人あたりの税源で見ればより上位にある都道府県がそれよりも下位にある都道府県よりも少ない税収しか得ていないという意味で水平的にみた税収配分の格差が発生している。

所得と税源の関係も上と同様に以下のように書くことができる。

$$\begin{aligned} \Pi TB &= G_Y - C_{TB} \\ &= G_Y - G_{TB} + 2 \sum_i \theta_{TBi} (r_{Yi} - r_{TBi}) / N \end{aligned}$$

ここで C_{TB} は課税前所得の順位で評価した税源の集中度係数である。また、 D は残差項であり、 $D = 2cov(\theta_T - \theta_{TB}, r_Y - r_{TB})$ である。

以下では、(3)式にしたがって法人事業税収の地域間配分を考える。税源としては、法人事業税の課税対象企業の経済活動をほぼ近似していると考えられる各都道府県における産業の県内総生産(但し農業と林業を除く)を取り上げる⁷。データの出所は『県民経済計算年報』である。これらの値を、1975年度以降1994年度までの各年度について図示したものが[図-3]である。

[図-3]を見れば以下のことが観察される。第一に、 ΠTB 、 ΠT の値は計測期間のすべてにわたって常に負であり、税源と個人所得(ΠTB)、課税ベースと税収(ΠT)のそれぞれの関係において

課税前所得格差を拡大するような配分が生じている。すなわち個人所得の格差を拡大する形で税源の格差が存在し、これを拡大する形で法人事業税収の格差があると考えられる⁸。第二に、時系列で見た ΠA の変化はほぼ ΠT の変化に対応している。したがって、垂直的な意味での税収配分の偏在を考えると、課税ベースと税収の関係が重要な問題となろう。第三に、 ΠTB では順位変化の項が相対的に大きいことが注目される。特に近年においてカクワニ指標の値が低下しつつある中で、順位変化の項は大きくは変化しておらず、やや上昇の傾向にある。このことは、税源の偏在という面からは水平的な意味での偏在がより重要となりつつあることを示唆している。

次節では税収と税源の水平的、垂直的偏在の要因を考える。

3 税収配分における地域間偏在の要因

前節の観察では、法人事業税の地域間配分が地域間の所得格差を拡大する方向にはたらいっていることが明らかとなった。この税収配分の偏在の要因を考えることは、制度の改革を考える上でも不可欠のことであろう。本節では税収配分偏在の要因について考察する。

3.1 税収の偏在要因

最初に税源と税収配分の間を見るときに生じている格差を取り上げる。

法人事業税の税収が県内総生産で表される税源の格差を拡大するかたちで配分されている要因はいくつか考えられるが、本報告では分割法人に代表される企業形態と税収帰属の関係をとり上げる⁹。

分割法人に関しては、その課税所得の関連する都道府県への分割基準が主として従業員数を基礎としているために、従業員が集中する企業の本社が立地する都市部では、税収配分が有利になされ、これが地域間の税収偏在を招いているとの指摘がなされている。このために、資本金1億円以上の法人については本社の従業員数を1/2に割り引いてカウントすることが定められている。また、近年の制度改革では資本金1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業員数を1.5倍にカウントすることとされた¹⁰。また、電気・ガス供給業や損害保険業などの法人に対しては収入金額が課税標準となっているが、これらの存在も都道府県間の税収配分に影響を与えていると考えられる。

最初に、分割法人に関する制度的取り扱いが各都道府県の法人事業税収に与えている影響を考えるために、以下のような租税関数の推定を行う。

$$\ln T_i = \alpha_0 + \alpha_1 \ln GRP + \alpha_2 (H_i \ln GRP_i) + \alpha_3 (S_i \ln GRP_i) + \alpha_4 (E_i \ln GRP_i) + \varepsilon_i \quad (4)$$

ここで GRP_i は都道府県 i における産業の県内総生産(但し林業と農業を除く)、 H_i は各都道府県の総従業員に占める本社従業員比率、 S_i は各都道府県の総従業員に占める法人製造業の工場従業員比率、 E_i は収入金額課税である電気・水道・ガス業の G R P 構成比、を表す。基礎となるデータは、従業員関係については『平成三年度事業所統計調査報告』、税収については『平成三年度地方財政統計年報』、G R P については『県民経済計算』に拠っている。本来であれば最新のデータを利用

[表-1] 推定の結果(1991年度)

	定数項	$\ln GRP$	$H^* \ln GRP$	$S^* \ln GRP$	$E^* \ln GRP$	R^2	DF
(4)	0.9507	1.0628	0.0918	0.0628	0.131	0.9848	42
t値	2.5384	39.1235	2.5142	3.9839	1.9397		
*	1.1026	1.0941				0.977	45
t値	2.8288	43.7233					

すべきであるが、事業所統計の調査・公表年度に合わせて1991年度の数値に基づいている。

推定の結果は[表-1]で表されている。ここでは、上述の制度的な要因を一切考慮しない式を推定した結果も示されている。

これより以下のことがわかる。第一に、本社従業員の比率が高い都道府県ほど、同程度の経済活動水準をもつ他の地域よりも税収は大きくなる。この理由のひとつとして、本社・本店で生産されるサービスは労働集約的であり、一人あたりの付加価値がこれらの事業所では低いにもかかわらず、現行の分割基準における調整が十分でないことが考えられる。第二に、製造業の工場従業員の比率が高い程、当該地域の税収は他と比較して大きくなる。この理由のひとつとして、分割法人の製造業の工場従業者数が分割法人の税収配分において割り増して算定されるという制度的な要因が考えられる。第三に、収入金額課税法人に関する係数は有意ではないが正の値を示している。

このように、分割法人や収入金額課税法人の存在は、都道府県間の税収配分に影響を及ぼしていることが推論されるが、このことがカクワニ指標で表される都道府県間の税収配分の累進度に与えている影響を考える。

[表-2]は各都道府県の税務統計に基づき、各都道府県の企業形態を本県本店法人、他県本店法人、単独法人、収入金額課税法人、普通法人以外の法人に分類し、その一人あたり税収(但し、ここでは資料の制約の都合上、収入額ではなく調定額を利用している)、その構成比を要約している¹¹。同時に県内総生産との関係を見るために、各企業形態別法人税収のジニ係数(G_{Ti})、ジニ相関(ρ_i)、県内総生産の順位で評価した集中度係数(C_{Ti})、寄与度を示している。税収配分に関するカクワニ指標は、これらを用いて以下のように表すことができる¹²。

$$\Pi T = G_{TB} - \sum_i s_i \rho_i G_{Ti}, \quad \rho_i \equiv \frac{\text{cov}(t_i, r_{TB})}{\text{cov}(t_i, r_{Ti})}$$

ここで s_i は各企業形態の法人事業税収の構成比、 $\text{cov}(t_i, r_{TB})$ は各企業形態のひとりあたり法人事業税収 (t_i) と一人あたりの県内総生産でみた順位 (r_{TB}) の共分散、 $\text{cov}(t_i, r_{Ti})$ は各企業形態のひとりあたり法人事業税収とその順位 (r_{Ti}) の共分散を表す。

また、[図-4]は、普通法人に限って各都道府県毎の税収構成比を本県本社法人、他県本社法人、県内法人の別に図示したものである。

[表-2]の税収構成比と[図-4]より以下のことが観察される。第一に、分割法人からの税

〔表-2〕 都道府県別の企業形態と法人事業税収（1994年度）

	本県本社 法人	他県本社 法人	分割法人 計	県内法人	その他	収入金額 課税法人	合計	県内総生産
一人あたり税収（単位：千円）								
最大値	38.1697	21.2183	47.8733	18.2474	3.0164	17.8535	72.2482	
最小値	1.9358	3.1099	5.0456	3.9865	0.5234	1.0284	14.2467	
平均値	6.1688	9.4369	15.6058	8.2684	1.1675	3.2399	28.2815	
変動係数	0.9576	0.3792	0.4792	0.2901	0.3861	0.9289	0.3465	
構成比								
最大値	0.5283	0.5872	0.7441	0.4949	0.0825	0.4180		
最小値	0.0998	0.1343	0.2937	0.1906	0.0216	0.0326		
平均値	0.1979	0.3415	0.5394	0.3041	0.0426	0.1139		
全体	0.2939	0.3094	0.6033	0.2742	0.0383	0.0841		
ジニ係数・集中度係数								
ジニ係数	0.4807	0.1673	0.2823	0.2087	0.2475	0.2823	0.2225	0.1639
ジニ相関	0.9648	0.4999	0.9522	0.7668	0.6599	0.0289	0.9571	1.0000
集中度係数	0.4637	0.0836	0.2688	0.1600	0.1633	0.0081	0.2130	0.1639
集中度 * S	0.1363	0.0259	0.1622	0.0439	0.0063	0.0007	0.2130	
寄与度	0.6399	0.1215	0.7614	0.2060	0.0294	0.0032	1.0000	

資料：各都道府県税務課編『税務統計書』、山口県は資料が得られず除外してある。また栃木県は筆者の推定値
注：集中度係数は、県内総生産の順位で評価。ジニ相関= $\text{cov}(Ti, rTB) / \text{cov}(Ti, rTi)$

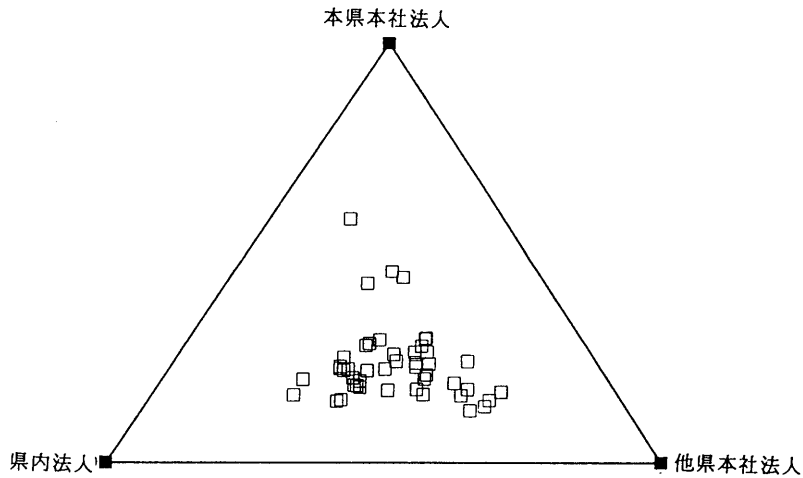
収は法人事業税収全体のおおよそ60%を占めている。第二に、各都道府県の法人事業税収の構造は本社本県所得依存型、他県本社所得依存型、県内法人依存型、収入金額課税法人依存型といったように類型化されることが示唆され、先ほどの推定結果と合わせて、企業形態による税制上の取り扱いの相違が地域間の税収に影響を及ぼしていることが推論される。

集中度係数、ジニ係数、寄与度を見ると以下のことが観察される。第一に、ジニ係数は本県本社法人、収入金額課税法人において大きな値を示している。第二に、集中度係数を見ると、本県本社法人から得られる税収は県内総生産に関して累進的に分布しており、その他の法人の税収は県内総生産に関して比例的もしくは逆進的に分布している。第三に、ジニ相関の値は本県本社法人が最も高く、収入金額課税法人が最も低い。

これらの観察結果より、経済活動規模の異なる都道府県間の税収偏在は分割法人、特に本社・本店機能を有する法人の立地と税収配分によって特徴づけられていることがわかる。また経済活動の規模が同程度の都道府県間の税収偏在要因は、そのジニ係数は高い値を示しているにも関わらずジニ相関が低いことから収入金額課税法人の存在を考察することができる。

ここで観察された結果は、分割法人に対する分割基準の改正だけでは税収配分の偏在を緩和する効果に限界があることを示唆している。すなわち、現行の分割法人に関する分割基準は、分割法人

[図-4] 事業所形態別税収構成比 (普通法人・1994年度)



資料：各都道府県税務統計（但し山口県は除外、栃木県は筆者の推定値）

の構成比率が高い地域間での垂直的な意味での偏在を緩和する一方で、県内法人依存型の地域との水平的な意味での偏在を拡大させている可能性がある¹³。

3.2 税源の偏在要因

次に、個人所得にたいする税源の偏在について考える。税源の偏在要因としては以下のふたつの要因が考えられる。

第一に、地域間の産業構成が異なるために、その課税ベースとなりうる付加価値が異なることが考えられる。例えば、個人所得水準が同一であっても非課税産業である農業や公務の県内総生産に占める構成比率が高い都道府県では、それだけ税源も小さくなる。第二に、ここで税源と考えている県内総生産は属地概念で測られるものであるのに対して、各都道府県の所得とは、属人的な概念である。したがって源泉地概念でみた税源と居住地概念でみた所得の乖離が大きい場合には、特に水平的な意味での税源の偏在が観察されることになる。

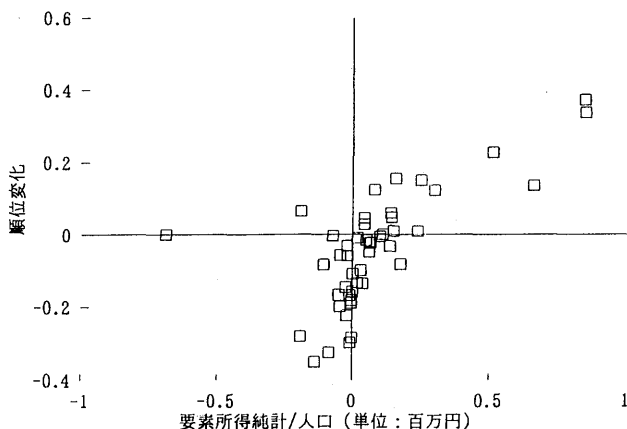
これらふたつのいずれが税源偏在の要因であるかによって、そこから得られる政策的含意は異なってくる。第一の場合には、付加価値税化と課税ベースの拡大が望ましいであろう。また第二の場合には、地方税の応益性との関連で住民税など他の居住地ベースで課税されている租税との適切なバランスを模索することも必要とされよう。

ここでは、第二の要因について検討する¹⁴。このことを考えるために、一人あたりの各都道府県の順位変化の大きさを、

$$rerank_i = \theta_{TBi} (r_{Yi} - r_{TBi})$$

で測り、各都道府県の一人あたりの県外からの要素所得の純計との関係を散布図で表したものが[図-5]である。これが正(負)である都道府県は、個人所得で見た順位よりも税源で見た順位の方が

[図-5] 順位変化と要素所得(1994年度)



資料：『県民経済計算年報』に基づき作成

[表-3] 順位変化効果の大きさ(1994年度)

上位5県	<i>rerank</i>	下位5県	<i>rerank</i>
千葉	0.372	滋賀	-0.350
埼玉	0.337	福岡	-0.323
神奈川	0.228	栃木	-0.297
長野	0.156	群馬	-0.284
徳島	0.151	岡山	-0.280

資料：『県民経済計算年報』

低(高)いことになるから、個人所得で見て税源が相対的に小さい(大きい)地域である。要素所得の純計は『県民経済計算年報』に基づき、県外からの要素所得の受取—要素所得の支払によって測られる。また、*rerank* の絶対値が大きい都道府県を記したものが [表-3] である。

これより以下のことがわかる。第一に、[図-5]から順位変化の大きさと要素所得の純計との間には、東京都を除いて正の関係が観察される。第二に、[表-3]から、上位グループは主として東京圏周辺の県であり、労働の地域間移動を通じた賃金所得の流入が推論されるのに対して、下位グループは、福岡県を除き製造業の工場立地が相対的に高い地域であり、主として資本移動を反映した資本所得の県外への支払による影響であることが推論される。

このように、水平的な意味での税源の偏在は生産要素の移動を通じた源泉地概念で把握される税源と、居住地概念で把握される所得の乖離が主たる要因であると考えられる。

ここでの結果は、現行事業税の付加価値税化によっても、水平的な意味での税源の偏在は残ることを示しており、とりわけ都市圏の周辺地域では、このことが問題となろう。

以上、本節では税収と税源の地域間偏在とその要因について検討を加えた。次節では法人事業税の所得型付加価値税化がこれらの地域間偏在に及ぼす影響を試算する。

4 法人事業税の付加価値税化と所得分配の変化

本節では、法人事業税を所得型付加価値税に代替するような改革について、その地域間所得配分に及ぼす影響について検討する。付加価値税化による地域間の税収配分の変化についてはこれまで橋本(1994)、林(1993)、牛嶋(1991)などによって試算がなされてきた。これらではいずれも、事業税の付加価値税化によって変動係数やジニ係数で見た税収の地域間偏在の程度は低下することが結論されている。

本報告では、現行法人事業税による課税後の分配と所得型付加価値税のもとで課税後所得の分配を比較することによって、付加価値税化について試算と評価を行う。但し、このような改革に伴って地方交付税の配分が変化したり、補助金の配分に変化が生ずることも考えられるが、これらの財政調整は地方税収の変化を踏まえて実行されるのであるから、ここでは第1次的な所得配分の変化に焦点を絞りたい。また、付加価値税化によって転嫁の様相が変化することも考えられ、そのときには要素価格や財価格の変化を通じて当初の所得分配が変化するが、これらについても考えない。したがって、ここでの結果はあくまでも限定的な意味での第1次的なインパクトを計算したものに過ぎない¹⁵。しかしながら、このような分析によって、所得分配の変化のおおよその姿をとらえることはできると考えられる。

所得型付加価値税の課税ベースとして、農業と林業を除いた県内純生産を用いる。その他のデータは前節までの分析と全く同じである。

計測の対象とした年度は1994年度である¹⁶。そして、現行の事業税のもとでジニ係数と付加価値税化によるジニ係数を比較する。これは以下のように表すことができる。

$$\begin{aligned}
 GY(T) - GY(V) &= \tau_V \Pi_A(V) - \tau_B \Pi_A(T) + (\tau_V - \tau_B) \Pi_L + \Delta R & (6) \\
 \Delta R &= 2 \frac{1}{N} \sum_i [(r_{Y_i} - r_{Y(T)_i}) (\theta_{Y(T)_i} - \theta_{Y(V)_i}) + (r_{Y(V)_i} - r_{Y(T)_i}) \theta_{Y(V)_i}]
 \end{aligned}$$

ここで、 $\Pi_A(V)$ は課税前所得との関係でみた所得型付加価値税の税収配分のカクワニ指標、 $\Pi_A(T)$ は同様の法人事業税の税収配分のカクワニ指標を表す。また τ_V は個人所得でみた付加価値税の平均負担率である。(6)式の右辺第1項と第2項は付加価値税化による税収配分の累進度の変化にともなって生ずる効果であり、第3項は税負担の変化、第4項は順位変化を表す。このように付加価値税化に伴う所得配分の変化は、税負担の累進度、税率に依存する。

総税収中立的なケースでは $\tau_V = \tau_B$ であるから、税制の変更前後でのジニ係数の変化は、転嫁の様相が変わらないという仮定のもとで、現行事業税と課税ベースである県内純生産のシェアのみに依存する。しかし、総税収が中立的でない場合には負担の累進度とその税率にも依存する。総税収が中立的な場合には税収が増加する都道府県と減少する都道府県が出てくる。このことを考慮して、税収の減少する都道府県が皆無であるような（総税収でみれば税負担の増）改革も現実的な選択肢として考えられるであろう。また、現在の偏在の程度を少なくとも縮小させることができるような税率のおおよその範囲や、ローレンツ曲線で見ると現在よりも優位にあるような付加価値税率の範囲

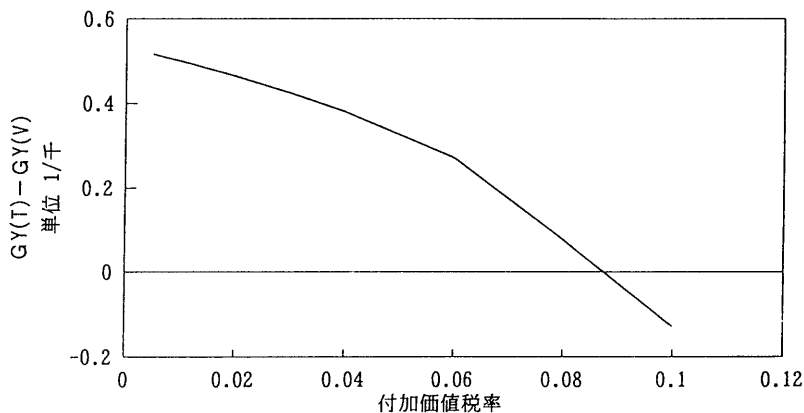
[表-4] 付加価値税化にともなうジニ係数の変化率

付加価値税率(%)	0.5	1.2	1.5	1.8	2.0	3.0	4.0	6.0	8.0	10.0
ジニ係数変化率(%)										
配当+価格転嫁	1.012	0.968	0.946	0.928	0.911	0.832	0.747	0.531	0.149	-0.252
配当転嫁	-0.001	0.975	1.418	1.805	2.122	3.473	4.693	7.058	9.304	11.352
価格転嫁	2.017	0.967	0.486	0.064	-0.286	-1.860	-3.436	-6.613	-9.841	-13.109
備考	総税収中立			すべての都道府県で税収増加						

資料：『地方財政統計年報』、『県民経済計算年報』に基づき推定

$$\text{変化率} = \{ (GY(T) - GY(V)) / GY(T) \} \times 100$$

[図-6] 付加価値税化とジニ係数の変化(配当+価格転嫁, 1994年度)



資料：『地方財政統計年報』、『県民経済計算年報』に基づき推定

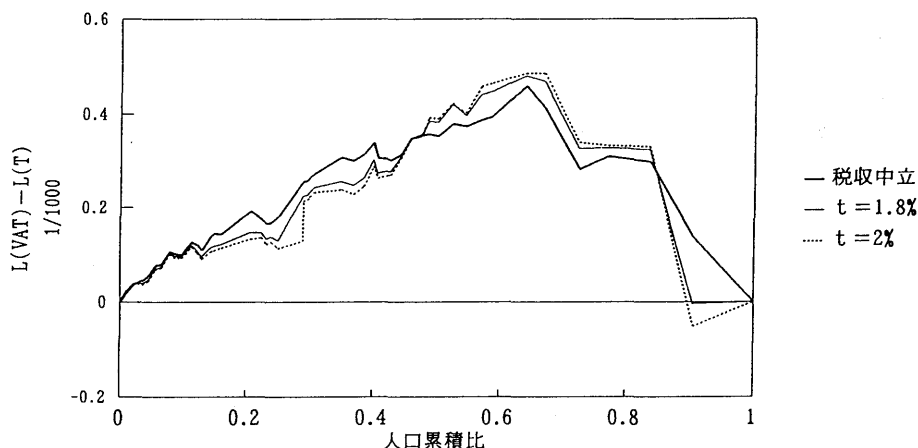
を知ることにも必要と考えられる。

本論では(6)式の τV をパラメータとして付加価値税化にともなうジニ係数の変化を計測した。その結果は[表-4]で示されている。[表-4]で得られた結果を図示したものが[図-6]である。

これらより以下のことがわかる。第一に、いずれの転嫁仮説に拠っても総税収中立的な改革は改革前と比較してそのジニ係数を低下させる。第二に、配当転嫁を想定するとき、所得型付加価値税は課税前所得と比較して地域間の所得格差を縮小するような性質をもっている。一方で価格転嫁の場合にはこれを拡大するような性質を持っている。これらを反映して、両者の中間である1/2転嫁を仮定した場合には緩やかながら地域間の所得格差を拡大させる方向に働く。第三に、付加価値税の個人所得で測った税率 τ が 0.4% (配当帰着) $< \tau < 1.8\%$ (価格転嫁) の範囲であれば、いずれの転嫁仮説をもってもジニ係数は改善する。また、すべての都道府県の税収が減少しないような税率は、近似的に1.8%と推定された。これは価格転嫁でジニ係数が低下しない最高の税率とほぼ一致している。

次に、標準的な1/2転嫁のケースについてローレンツ曲線を比較した。この結果は[図-7]で示されている。ここでは結果を見やすいように、付加価値税のもとでの課税後所得のローレンツ曲線の

〔図-7〕付加価値税化によるローレンツ曲線の変化



値($L(VAT)$)から現行の課税後所得のローレンツ曲線の値($L(T)$)を差し引いた値を図示している。これより、税収事立的なケースでは事業税の付加価値税化はローレンツ曲線でみて優位にあることがわかる。但し、付加価値税化がローレンツ優位であるような税率は近似値で1.8%であり、どの都道府県も現行の税収が維持される税率とほぼ等しい。

これらの考察から、総税収中立的な法人事業税から所得型付加価値税への代替は、地域間の所得分配の状態を改善すると考えられる。但し、総税収中立的でない場合には転嫁の態様と税率の大きさによってはローレンツ曲線のみで厚生上の判断を下せない場合、或いはジニ係数で測った格差が拡大することもあることが示された。

次節では、これらの考察をまとめ、そこから得られる含意を述べる。

5 まとめ

以上、本論では法人事業税の地域間偏在について、その実態と考えられる要因を、税収の偏在と税源の偏在に分けて考察し、所得型付加価値税がその偏在に与える影響を分析した。

本論で得られた結果をまとめると以下ようになる。第一に、法人事業税を通じた地域間の所得再分配の効果は、転嫁仮説によって定性的にも異なるが、価格転嫁、1/2転嫁の場合には課税前の所得格差を拡大させており、税の負担とその配分に分けてその効果を観察すれば、税収の配分が所得格差を拡大させる方向にはたらいっている。第二に、税源と税収の関係で地域間の偏在を捉えると、偏在をもたらしている主な理由として分割法人の存在を考えることができる。第三に、個人所得と税源の関係では、所得概念の相違によって水平的な意味での偏在が観察される。第四に、法人事業税の付加価値税化は、ローレンツ曲線で見て現行の所得分配を改善させる。しかし、総税収が中立的でない場合には転嫁仮説に依存して現行の所得分配を悪化させる可能性もある。

これらの結果から、以下のような政策的含意が導かれる。第一に、法人事業税の付加価値税化は

現行の地域間の税収偏在を是正することが必要とすれば、そのひとつの手段となりうる。第二に、但し、法人事業税の付加価値税化によって、分割法人にたいする課税方法が現行のままであれば、その効果も限定的なものにならざるを得ない。第三に、分割法人の課税に関わる問題点が解決されたとしても、水平的な意味での税収の偏在は残る。このことは主として居住地概念の所得と源泉地概念の所得の相違に起因するのであるから、地方税体系の中でその適切な構成について議論が必要であると考えられる。

現行の都道府県税は企業所得を課税標準として源泉地原則で課税されている法人事業税と、主として雇用者所得を課税標準として居住地原則に則って課税される県民税によって構成されている。付加価値税化を視野に入れて企業課税の問題を考えようとするれば、法人事業税の改革のみならず、経済活動の生産、分配、支出のいずれの側面に着目して、属人的或いは属地的いずれの概念で地方体系を構築していくのか、或いはその最適な構成を模索することが必要とされよう。

これらは今後の課題としたい。

- * 本論は、1997年10月に開催された日本財政学第54回大会(於東洋大学)における報告を加筆・修正したものである。学会報告の討論者である馬場義久先生(早稲田大学)、並びに林正寿先生(横浜市立大学)から有益なコメントを頂いたことを記して謝意を表したい。

付 録

本論で用いたジニ係数・集中度係数・カクワニ指標などについて簡単にまとめておく。

A 1 ジニ係数

個人所得のベクトル $x = (x_1, x_2, x_3, \dots, x_n)$, $x_1 \leq x_2 \leq x_3 \leq \dots \leq x_n$ が与えられたときジニ係数は以下のように与えられる。ここで μ は平均値を表す。

$$G = \frac{1}{2\mu n^2} \sum_{i=1}^n \sum_{j=i}^n |x_i - x_j| \quad (A1)$$

Lerman and Yitzhaki (1982) はジニ係数について、以下のような所得ベクトルと所得順位の共分散を用いた簡潔な表現を示した。ここで x は所得ベクトル、 r は所得が x である個人の、所得の低い順で見た順位を表す。また、 $X = \sum_i x_i$ である。

$$G = 2 \frac{\text{cov}(x, r(x))}{X} \quad (A2)$$

Lerman and Yitzhaki (1982) の表現は、(A1) 式から以下のようにして導かれる。ここで $E(\cdot)$ は期待値を表す。

$$\begin{aligned} G &= \frac{1}{\mu n^2} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n \left[\frac{x_i + x_j}{2} - \min(x_i, x_j) \right] \\ &= \frac{1}{\mu n^2} \left[n \sum_{i=1}^n x_i - 2 \sum_{j=1}^n (n-i) x_i - \sum_{i=1}^n x_i \right] \\ &= \frac{2}{\mu n} \left[\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n i x_i - \frac{n(n+1)}{2n^2} \left(\sum_{i=1}^n x_i \right) \right] \\ &= \frac{2}{\mu n} [E(rx) - E(r)E(x)] \\ &= 2 \frac{\text{cov}(x, r)}{X} \end{aligned}$$

A 2 集中度係数

ある順位(例えば課税前所得)で評価した他の変数(例えば課税後所得)の集中度は集中度係数によって表される。例えばある順位 \hat{r} で評価した x の集中度係数は以下のように表すことができる。

$$\begin{aligned} C_X &= 2 \frac{\text{cov}(x, \hat{r}(x))}{X} \\ &= \frac{2}{X} \{E(x\hat{r}) - E(x)E(\hat{r})\} \end{aligned}$$

集中度係数とその本来の順位で評価したジニ係数との間には以下のような関係がある。

$$C_X - G_X = \frac{2}{X} \{E(x\hat{r}) - E(xr)\} = \frac{2}{n} \sum_i (\hat{r}_i - r_i) \theta_{xi} \leq 0$$

また,

$$\rho = \frac{C_X}{G_X} = \frac{\text{cov}(x, \hat{r}(x))}{\text{cov}(x, r(x))}$$

はジニ相関と呼ばれる。よく知られているようにジニ係数はいくつかの構成要素別に以下のような形で分解が可能である。ここで s_i は第 i 要素の構成比を示す。

$$G = \sum s_i \rho_i G_i$$

A 3 カクワニ指標

カクワニ指標は、以下のように定義される。

租税負担のカクワニ指標 = 所得の順位で評価した税負担の集中度係数 - 課税前のジニ係数

税収配分のカクワニ指標 = 課税前のジニ係数 - 所得の順位で評価した税収配分の集中度係数

もしもカクワニ指標が正であれば、累進的な再配分がなされていることになる。カクワニ指標の絶対値はローレンツ曲線と集中度曲線で囲まれた面積の 2 倍に等しい。(A2) 式の表現を用いるとカクワニ指標は以下のように表すことができる。ここでは t は各個人の税負担ベクトル、 e は税収配分ベクトル、 T は総税収、 Y は総所得、 τ_B は (T/Y) 、 r_Y は個人所得の低い順で見た個人の順位を表す。

$$\begin{aligned} \Pi_L &= C_L - G_Y \\ &= \frac{2}{T} \left\{ E(tr_Y) - E(t)E(r_Y) - \frac{T}{Y} E(yr_Y) + E(y)E(r_Y) \right\} \\ &= \frac{2}{T} E[(t - \tau_{BY})r_Y] \\ \Pi_A &= G_Y - C_A \\ &= \frac{2}{T} E[(\tau_{BY} - e)r_Y] \end{aligned}$$

A 4 負担と配分を通じた再分配効果

本論では法人事業税の課税前後での所得配分を比較することによってその再分配効果を計測した。

課税後所得 = 課税前所得 - 事業税負担額 + 事業税配分額

再配分効果 = 課税前所得のジニ係数 - 法人事業税課税後所得のジニ係数

Lamdert (1989), Jenkins (1988) にもあるように、再分配の効果は (A2) 式の定式化を用いると以下のように表すことができる。ここで r_T は個人の課税後所得の低い順でみた順位を表す。

$$G_Y - G_Y(T) = \frac{2}{Y} \{ E(yr_Y) - E(y)E(r_Y) - E[(y - t + e)r_Y] + E(y - t + e)E(r_Y) \}$$

$$\begin{aligned}
 & + E[(y-t+e)(r_T-r_Y)]\} \\
 & = \tau_B \frac{2}{T} [E(tr_Y) - E(er_Y)] + \frac{2}{Y} E[y-t+e](r_T-r_Y) \\
 & = \tau_B (\Pi_L + \Pi_A) + \frac{2}{n} \sum_{i=1}^n (r_{Y(T)i} - r_{Yi}) \theta_{Y(T)i} \\
 & = \text{平均負担率} \times (\text{負担の累進度} + \text{配分の累進度}) + \text{順位変化効果}
 \end{aligned}$$

注)

- 1 ここでは、法人事業税が地域間所得分配に与える影響に焦点を絞って考察する。したがって、他の地方税や地方交付税などの地域間所得移転、国税などは考慮していない。
- 2 以下の各図を作成するための数値の詳細については付表—1を参照。
- 3 これらの結果の経済厚生状上の含意を考えるために、標準的な1/2転嫁のケースについて法人事業税課税前後のローレンツ曲線を比較すると、各年度において法人事業税負担・配分前の所得分布が課税後の所得分布よりも優位にある。
- 4 付録を参照。
- 5 カクワニ指標については本論の付録、Lambert (1989)、Kakwani (1977)などを参照。
- 6 但し、実際にはデータの制約上、各都道府県単位で平均された順位と平均の所得シェアを用いている。
- 7 東京都、大阪府、埼玉県ではデータが得られず、農林水産業の県内総生産を控除している。また、県内総生産以外の考えられる税源の地域間偏在については高林(1995)で分析されている。
- 8 但し、このような分解は任意に行うことが可能であるから得られた見解はあくまでもひとつの推論である。
- 9 このほかにも地域間の産業構成の相違、赤字法人の存在等を考えることができる。例えば、地域間で付加価値分配率が異なれば、資本所得の一部を課税ベースとする事業税の税収配分は地域間で異なりうる。しかしながら、各都道府県の労働分配率と一人あたり県内総生産、一人あたりの法人事業税収には正の相関が認められ、地域間の税収偏在の要因をこれに求めることはできない。赤字法人の存在については、集計レベルでみた企業利潤=利潤合計-欠損金合計、が同じであれば、同一の県内総生産を持つ地域のうち、欠損法人の構成比が高い地域の方が平均税率=(法人事業税収/県内総生産)は高くなる。都市部においては企業利潤のばらつきが大きく赤字法人の構成比が高く、そこでの事業税収を相対的に大きくしていることも考えられるが、都道府県毎の欠損金額についてのデータが得られず、本論では検討していない。
- 10 現行の分割基準の根拠や近年の改正については、武田(1989)を参照。
- 11 但し、山口県についてはデータが得られず除外、栃木県については税務統計に基づく筆者の推計値である。また普通法人以外の法人とは税務統計上の特別法人、公益法人等、人格なき団体等、清算法人を指す。
- 12 ジニ相関は、ひとりあたり県内総生産の順位とひとりあたりの各企業形態の税収の順位が一致しているとき1の値、完全に逆転しているときには-1の値をとり、それ以外では順位変化の大き

さに対応して $-1 < \rho < 1$ の値をとる。

- 13 金澤(1991)は、分割基準の見直しに伴って生ずる税収配分の変化を、事業所統計の事業形態別の企業分布マトリクスを用いて詳細に検討している。そこでは本社の課税所得を減らし、他の事業所の課税所得を増加させるような制度の変更は、確かに東京都、大阪府、といった都市圏の税収を他の地域に配分する効果を持つが、域内経済の完結性が強い県にたいしてはその影響は小さいことが指摘されている。
- 14 第一の要因に関しては、1994年度のデータをもとに仮想的な税源として農業・林業も加えた産業の県内総生産、さらに公務も加えた県内総生産を考え、このときのカクワニ指標を計算した。その結果は、第一に、産業の県内総生産を加えたときのカクワニ指標は若干低くなる。第二に、順位変化の項には大きな変化は見られない。したがって、産業構成の差異は税源偏在の理由のひとつと考えられるが、特に水平的な偏在に関しては別の理由が考えられる。
- 15 また、付加価値税のもとでの分割法人の分割基準についても考慮していない。本報告の前節での分析や、牛嶋(1991)も指摘するように、分割法人の存在を考慮すれば推定結果は若干変化すると考えられる。
- 16 1992年度についても以下と同様の作業を行ったが、定性的な結論に差異はなかった。

参考・引用文献

- 石 弘光・小泉一郎・長谷川正・秦 邦昭・山本裕一(1982), 「地域間における受益と負担の帰着と再分配効果」, 『経済分析』, 第86号。
- 牛嶋 正(1991), 「事業税の外形標準課税」, 大阪府地方税財政制度研究会『地方における企業課税』, 第4章。
- 金澤史男(1991), 「地方税地域格差の動向と税制改革(1)―政府間財政関係再編の背景―」, 横浜国立大学『エコノミア』, 第42巻, 第2号, 9-25頁。
- 高林喜久生(1995), 「税収の地域間格差について」, 広島大学『年報経済学』, 15-32頁。
- 武田文男(1989), 「法人事業税の分割基準の見直しについて」, 『地方税』, 第40巻, 第4号, 13-35頁。
- 戸谷裕之(1994), 『日本型企業課税の分析と改革』, 中央経済社, 第7章。
- 西野万里(1995), 「事業税の適正化―外形標準の役割と効果―」, 橋本 徹編著『21世紀を支える税制の論理 第7巻 地方税の理論と課題』, 第5章。
- 橋本 徹(1994), 「地方税の改革―事業税を中心に―」, 日本税務研究センター『日税研論集』, 第28巻, 503-528頁。
- 林 宏昭(1996), 「地方交付税の地域間再分配効果」, 『フィナンシャル・レビュー』, 第40号, 20-36頁。
- 林 正寿(1992), 「事業税について」, 横浜市立大学経済研究所『経済と貿易』, 第157号, 13-50頁。
- 林 正寿(1993), 「都道府県税としての付加価値税―現行事業税との比較―」, 『横浜市立大学論叢』, 第44巻, 第1.2.3合併号, 23-48頁。

- 舟場正富(1991), 「法人企業所得と企業課税の課題」, 大阪府地方税財政制度研究会『地方における企業課税』, 第2章。
- 渡部尚史・國崎稔・田平正典(1996), 「地方財政の構造変化と地方団体の行動」, 『日本財政学会第53回大会報告要旨』, 58-62頁。
- Kakwani, N. C.(1977), Applications of Lorenz Curves in Economic Analysis, *Econometrica*, Vol. 45, No. 3, pp. 719-727.
- Lambert, P. J.(1989), *The Distribution and Redistribution of Income : A Mathematical Analysis*, Blackwell.
- Lerman, R. I. and S. Yitzhaki(1994), Changing Ranks and the Inequality Impacts of Taxes and Transfers, *National Tax Journal*, Vol. XL VIII, No. 1, pp. 45-59.
- Lerman, R. I. and S. Yitzhaki(1984), A Note on the Calculation and Interpretation of the Gini Index, *Economics Letters*, vol. 15, pp. 363-368.
- Jenkins, S.(1988), Reranking and the Analysis of Income Redistribution, *Scotish Journal of Political Economy*, vol. 35, No. 1, pp. 65-75.

参考資料

- 経済企画庁経済研究所編, 『県民経済計算年報』, 平成3年版, 平成8年版, 平成9年版。
- 地方財務協会編, 『地方財政統計年報』, 各年版。
- 各都道府県税務課編, 税務統計書, 平成6年度版。
- 総務庁統計局, 『平成3年事業所統計調査報告』。

[付表-1] ジニ係数・集中度係数・カクワニ指標

	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
課税前所得ジニ係数	0.0782	0.0791	0.0790	0.0750	0.0734	0.0785	0.0827	0.0871	0.0908	0.0899	0.0972	0.0996	0.1034	0.1054	0.1064	0.1086	0.1093	0.1063	0.1089	0.1014
課税後所得ジニ係数																				
価格転嫁	0.0809	0.0819	0.0819	0.0779	0.0764	0.0817	0.0859	0.0902	0.0938	0.0932	0.1004	0.1027	0.1073	0.1099	0.1109	0.1126	0.1126	0.1088	0.1106	0.1029
配当帰着	0.0785	0.0793	0.0790	0.0752	0.0736	0.0786	0.0830	0.0874	0.0910	0.0901	0.0973	0.0998	0.1040	0.1059	0.1070	0.1086	0.1091	0.1060	0.1087	0.1011
価格+配当	0.0797	0.0806	0.0805	0.0765	0.0750	0.0801	0.0844	0.0888	0.0924	0.0916	0.0989	0.1012	0.1057	0.1079	0.1089	0.1106	0.1109	0.1074	0.1097	0.1020
課税後所得集中度係数																				
価格転嫁	0.0808	0.0819	0.0819	0.0779	0.0764	0.0817	0.0859	0.0902	0.0938	0.0932	0.1004	0.1027	0.1073	0.1099	0.1109	0.1126	0.1126	0.1087	0.1106	0.1029
配当帰着	0.0785	0.0793	0.0790	0.0752	0.0736	0.0786	0.0829	0.0873	0.0910	0.0901	0.0973	0.0998	0.1040	0.1059	0.1069	0.1086	0.1091	0.1060	0.1087	0.1011
価格+配当	0.0796	0.0806	0.0805	0.0765	0.0750	0.0801	0.0844	0.0888	0.0924	0.0916	0.0988	0.1012	0.1057	0.1079	0.1089	0.1106	0.1109	0.1074	0.1097	0.1020
課税前ジニ係数-課税後ジニ係数																				
価格転嫁	-0.0027	-0.0028	-0.0029	-0.0028	-0.0029	-0.0032	-0.0031	-0.0031	-0.0030	-0.0032	-0.0032	-0.0031	-0.0040	-0.0045	-0.0045	-0.0040	-0.0034	-0.0024	-0.0018	-0.0014
配当帰着	-0.0003	-0.0002	-0.0000	-0.0001	-0.0002	-0.0001	-0.0002	-0.0003	-0.0002	-0.0002	-0.0001	-0.0001	-0.0007	-0.0005	-0.0006	-0.0000	0.0001	0.0003	0.0002	0.0004
価格+配当	-0.0015	-0.0015	-0.0015	-0.0015	-0.0016	-0.0017	-0.0017	-0.0017	-0.0016	-0.0017	-0.0017	-0.0016	-0.0023	-0.0025	-0.0026	-0.0020	-0.0016	-0.0011	-0.0008	-0.0005
ジニ係数改善度																				
価格転嫁	-0.0344	-0.0353	-0.0366	-0.0376	-0.0399	-0.0406	-0.0378	-0.0361	-0.0332	-0.0361	-0.0332	-0.0309	-0.0385	-0.0428	-0.0427	-0.0370	-0.0310	-0.0228	-0.0162	-0.0141
配当帰着	-0.0040	-0.0025	-0.0003	-0.0018	-0.0025	-0.0017	-0.0024	-0.0032	-0.0019	-0.0019	-0.0013	-0.0015	-0.0063	-0.0050	-0.0054	-0.0002	0.0011	0.0028	0.0020	0.0036
価格+配当	-0.0188	-0.0188	-0.0184	-0.0196	-0.0211	-0.0211	-0.0201	-0.0196	-0.0175	-0.0190	-0.0171	-0.0162	-0.0224	-0.0239	-0.0240	-0.0186	-0.0149	-0.0099	-0.0071	-0.0052
税負担・配分集中度係数																				
税負担集中度係数	0.1500	0.1605	0.1641	0.1610	0.1503	0.1493	0.1503	0.1514	0.1505	0.1539	0.1594	0.1601	0.1621	0.1642	0.1620	0.1694	0.1591	0.1520	0.1391	0.1406
税収配分集中度係数	0.2660	0.2784	0.2742	0.2749	0.2577	0.2556	0.2589	0.2648	0.2604	0.2651	0.2651	0.2683	0.2972	0.2909	0.2829	0.2746	0.2461	0.2198	0.1994	0.1859
カクワニ指標 (価格+配当)																				
税負担 (ΠL)	0.0718	0.0814	0.0851	0.0860	0.0769	0.0709	0.0675	0.0643	0.0597	0.0639	0.0622	0.0605	0.0587	0.0588	0.0556	0.0609	0.0498	0.0457	0.0302	0.0391
配分 (ΠA)	-0.1879	-0.1993	-0.1952	-0.1998	-0.1843	-0.1771	-0.1761	-0.1777	-0.1695	-0.1752	-0.1679	-0.1687	-0.1938	-0.1856	-0.1765	-0.1660	-0.1368	-0.1135	-0.0906	-0.0845
税収・税源ジニ係数																				
税収ジニ係数	0.2942	0.2965	0.2921	0.2915	0.2803	0.2826	0.2829	0.2950	0.2868	0.2953	0.3039	0.3041	0.3216	0.3164	0.3062	0.2981	0.2708	0.2524	0.2368	0.2209
税源ジニ係数	0.1730	0.1675	0.1670	0.1614	0.1560	0.1581	0.1630	0.1656	0.1699	0.1707	0.1766	0.1825	0.1869	0.1913	0.1953	0.1972	0.1910	0.1832	0.1746	0.1627
カクワニ指標																				
税源と税収 (ΠT)	-0.1177	-0.1230	-0.1184	-0.1219	-0.1175	-0.1150	-0.1143	-0.1214	-0.1095	-0.1135	-0.1177	-0.1145	-0.1301	-0.1186	-0.1049	-0.0952	-0.0747	-0.0636	-0.0554	-0.0486
順位変化項	0.0035	0.0061	0.0067	0.0082	0.0068	0.0095	0.0056	0.0081	0.0075	0.0111	0.0096	0.0072	0.0046	0.0065	0.0060	0.0057	0.0051	0.0057	0.0068	0.0096
所得と税源 (ΠTB)	-0.0771	-0.0763	-0.0745	-0.0714	-0.0677	-0.0615	-0.0614	-0.0588	-0.0601	-0.0615	-0.0575	-0.0607	-0.0622	-0.0636	-0.0668	-0.0691	-0.0638	-0.0553	-0.0408	-0.0397
順位変化項	0.0178	0.0120	0.0135	0.0150	0.0149	0.0181	0.0188	0.0197	0.0189	0.0193	0.0218	0.0221	0.0213	0.0224	0.0221	0.0196	0.0179	0.0216	0.0249	0.0216
平均負担率	0.0124	0.0126	0.0132	0.0129	0.0144	0.0156	0.0151	0.0149	0.0144	0.0153	0.0155	0.0149	0.0171	0.0198	0.0207	0.0191	0.0187	0.0154	0.0128	0.0117

資料：『黒川経済計算年報』、『地方財政統計年報』に基づき作成